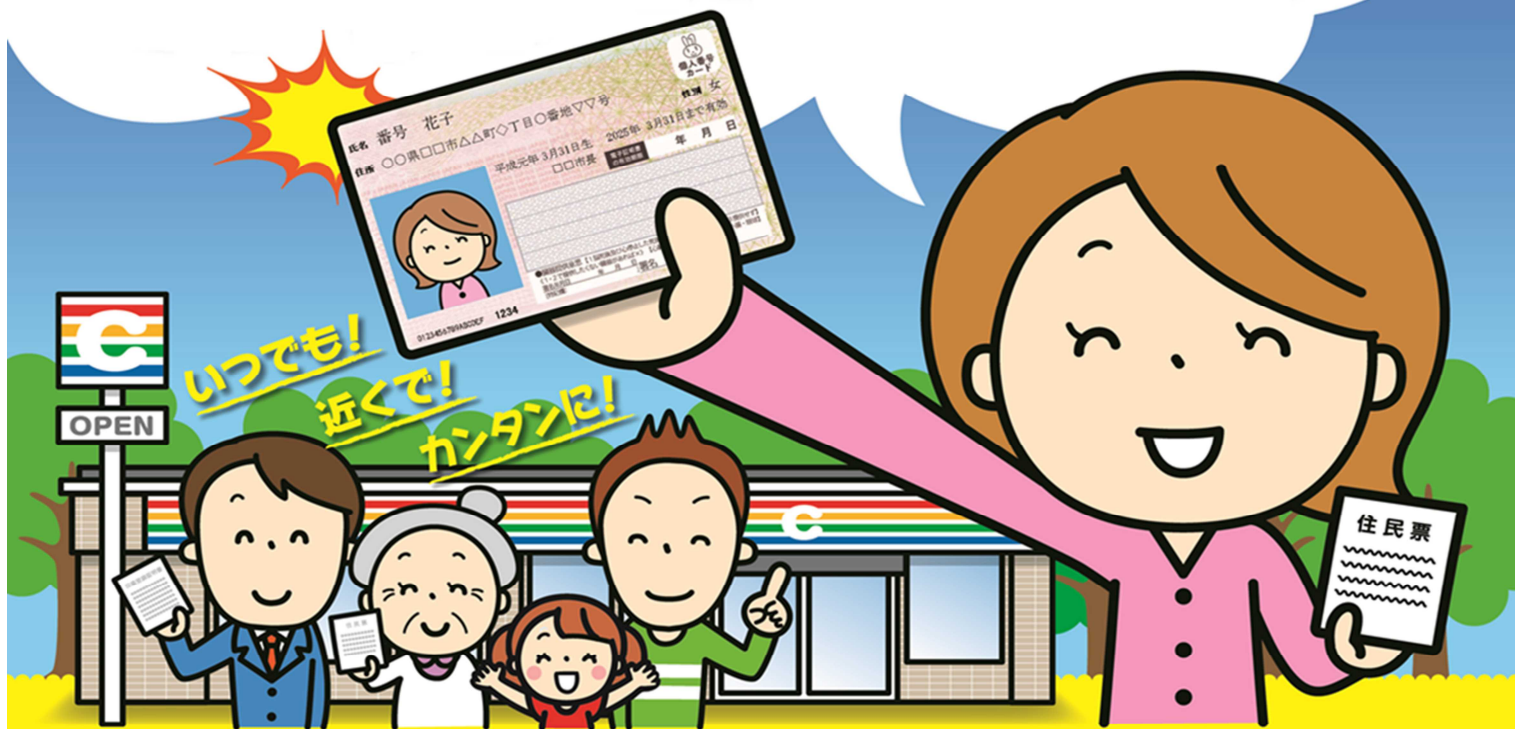


マイナンバーカードを利用して 住民票の写し等の証明書を コンビニエンスストアで取得でき ます。 (※平成30年10月1日から)



富津市では、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、住民票の写しなどの各種証明書を全国のコンビニエンスストアで取得できます。
(市役所・行政センター・出張所・連絡所窓口でもこれまで通り証明書を取得できます)

サービスが利用できる店舗

- ・セブンイレブン
 - ・ファミリーマート
 - ・ローソン
 - ・サークルKサンクス
 - ・ミニストップ 等
- ※キオスク端末が設置された店舗のみ

取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・課税(非課税)証明書
- ・所得証明書

ご利用可能時間

6:30 ~ 23:00

※年末年始(12月29日~1月3日)
およびシステムメンテナンス日を
除く

💡 利用にあたっては、マイナンバー
カードが必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは **コンビニ交付**

検索 🔍

または、右記のQRコードよりサイトにアクセス
してください。 <https://www.lg-waps.jp>



コンビニ交付及び
個人番号カードに関する
お問い合わせ先は

富津市 市民課/税務課 問い合わせ受付時間 平日8:30~17:15

0439-80-1253(市) mb013@city.futtsu.chiba.jp
0439-80-1241(税) mb011@city.futtsu.chiba.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。



【お手続きの流れ】

コンビニ交付のお手続きの流れをご案内します。（以下は「住民票の写し」の例）

- 1) キオスク端末の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押し、「証明書交付サービス」を選択します。
 - 2) キオスク端末に設置されたカード置場にマイナンバーカードを置き、「お住まいの市区町村の証明書」を選択して、4桁の利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力しカードを取り外す。
 - 3) 「住民票の写し」を選択し、記載事項や部数などを画面より指定します。
その後、手数料を入金すると住民票の写しと領収書が発行されます。
- ※ 利用者証明用電子証明書の暗証番号を3回間違えるとご利用できなくなります。
その際は市役所市民課にて暗証番号の再設定のお手続きをお願いします。
 - ※ マイナンバーカードの読み取り中にカードを動かすと、システム障害やマイナンバーカードの破損が生じる恐れがあります。
 - ※ 発行した証明書について、差し替えや訂正、証明書の返却による返金などには対応できませんので、発行時は必ず内容をご確認のうえ、お手続きください。

【取り扱い証明および手数料について】

コンビニ交付で取り扱う各種証明の発行手数料は以下の通りです。

種類	交付できるもの	手数料
住民票の写し	申請される方の属する世帯員全員分または世帯の一部の方の住民票 ※①本籍・戸籍の筆頭者名の記載の有無、②世帯主名・世帯主との続柄の記載の有無については選択できます	200円
印鑑登録証明書	申請される方ご本人の印鑑登録証明書	200円
課税（非課税）証明書、 所得証明書	申請される方の最新年度の課税（非課税）証明書または所得証明書 ※最新年度の証明は、例年6月中旬以降となりますので、発行する前にご確認ください。	200円

- ・ 住民票の除票、改製原住民票、戸籍謄本及び戸籍の附票等については、コンビニ交付でお取り扱いできませんので、市の窓口で取得してください。

【ご注意ください！】

1. コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要です。
 - ・ コンビニ交付ではマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を利用してご本人確認を行い、各種証明書を発行しますので、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要になり、暗証番号の入力が必要になります。
 - ・ マイナンバーカードをお持ちの場合でも、利用者証明用電子証明書が搭載されていない場合や、有効期限切れなどにより電子証明書が失効している場合にはお取り扱いできません。
 - ・ マイナンバーカードの再交付手数料は1,000円（マイナンバーカード800円＋電子証明書200円）です。
万が一、マイナンバーカードを紛失した場合は、まずは個人番号コールセンター「0570-783-578」に連絡してください。
 - ・ 通知カードや住民基本台帳カードではお取り扱いできません。
 - ・ 市（市役所・行政センター・出張所・連絡所）の窓口で交付する各種証明書と用紙が異なりますが、証明書としての問題はありません。
2. 証明書ごとのご利用の条件等
 - ・ 戸籍の届出や住民異動がある場合は、異動情報の反映に時間がかかるため、お取り扱いできない場合があります。
異動情報の反映状況を確認する場合には、表面のお問い合わせ先までご連絡ください。
 - ・ コンビニ交付で取り扱う住民票の写しには個人番号（マイナンバー）、住民票コード及び氏名・住所の履歴は記載されません。
（住所の履歴は最新の住所と一つ前の住所までが記載されます。）
 - ・ 予定で転出届を提出された方（転出予定者）については、コンビニ交付で住民票の写しをお取り扱いできません。
また、同じ世帯内に転出予定者がおられる世帯については、住民票の写しのお取り扱いができません。
 - ・ 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書および所得証明書をコンビニ交付で取得する場合は、「富津市に住民登録があること」が要件となります。富津市から転出等により住民登録がなくなった場合は、コンビニ交付でお取り扱いできません。
 - ・ 印鑑登録証明書を取得する場合は、「富津市で印鑑登録済であること」が要件となります。
 - ・ 課税（非課税）証明書および所得証明書については、「課税対象年度の賦課期日（毎年1月1日）時点で富津市に住民登録があること」が要件となります。また、扶養に入っているなどで未申告の方を除きます。
3. 窓口での交付について
 - ・ 市の窓口でもこれまでどおり各種証明書をお取り扱いしています。
（ただし、手数料は300円になります。）
なお、市の窓口での申請ではこれまでどおり申請書の記載およびご本人確認書類の提示（印鑑登録証明書の取得の際は、印鑑登録証の提示）をお願いします。
 - ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）等による支援措置を受けている場合、コンビニ交付でお取り扱いできませんので市役所本庁窓口で取得してください。